

介助犬を必要としている障害者と介助犬

大林博美

要旨

障害者の生活は、個々の障害者の機能障害によって異なってくるが、その障害者の個々の活動は、障害者の生活環境(人的環境・物的環境)に大きく左右されてしまう。

環境整備支援施策には、介護のマンパワーの育成・施設の整備・福祉用具の開発・介助ロボットの研究などがある。特に本稿では、これらの施策でまだとりあげられていない介助犬の導入について盲導犬同様に社会的理解を進めるため、介助犬を必要とする障害者と介助犬の関わりをまとめたので報告する。

はじめに

平成7年12月政府の障害者対策推進本部(現 障害者施策推進本部)は「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」を決定した。障害者プランは、平成8年度から14年度までの7か年を計画期間として関係19省庁における障害者施策を計画的かつ強力に推進しようとするものである。

そこで、厚生科学研究費から障害者保健福祉施策を効果的に進めるため、平成8年度より障害者等保健福祉総合研究事業が開始された。

その事業として平成10年度から「介助犬の基礎的調査班」が発足し「介助犬の実態と身体障害者への応用」に関する研究が行われ、私は、この調査に携わる機会を得た。

これは、身体障害者の日常生活動作の介助をするように訓練された介助犬の社会に

おける理解と普及をめざし、障害者の社会参加を推進することを目的に発足したものである。

現在は、あいち健康の森・健康科学総合センター健康科学館長(医師)を班長とし、獣医医療関係者、犬のトレーナー(介護福祉士)、法律関係者、福祉教育者、作業療法士、理学療法士、全国自立生活センターの代表者など介助犬や障害者の生活にかかわる専門分野を持った学術関係者によって構成されている。

人間の都合だけでなく動物の福祉の立場にもたち「障害者の自立生活」を支持し、公衆衛生学的・法的・社会的に介助犬を普及させていくために「人(障害者)」、「犬」、「社会」の3つの分科会によって研究活動がされている。

筆者は、「人(障害者)」の分科会に所属し、平成11年度には「障害者(肢体不自由

者)の日常生活実態調査と介助犬に対するニーズや不安」について全国的な調査を行った。対象は日本では最大の障害者団体、自立生活センター(平成11年82団体)のうち53団体の会員である在宅障害者の145名に調査を行った。

調査結果から介助犬に対する周知度は、マスメディアなどの情報を得て98%と非常に高く、大半の障害者の方が興味を示していた。しかし、介助犬の情報は、時間や紙面に制限があり不確かな情報・感動を売り物にした、現実性に乏しく不確かな情報が多い。従って介助犬の世話、維持費等のことを考えると、介助犬を希望する者は半数以下であった。

また、介助犬を使用している障害者や介護者からは、日本での介助犬受け入れの現状が、未だ盲導犬のように社会的に認知されていないため、1.介助犬の社会的理解の必要性和啓発、2.介助犬の法的位置づけが整備されることなどの課題があげられている。

しかし、筆者は、これまで在宅障害者の生活を研究し接してきた経験から、「介助犬」が、「在宅障害者」の生活の質の向上に、大きな役割を担っているのではないかと考えている。

介助犬の導入によって、障害者の生活の質がどのようにあがるのか、明らかにしていくことが必要であると考えた。既に、アメリカでは、介助犬の活動は、1,000頭以上を越え、障害者の生活を支えている。その背景には1990年に制定された、「ADA法」がある(後述)その法律によって介助犬と一緒にどこへでも出かけられるようになっている。

ところで、我が国では介護のマンパワーの育成・施設の整備・福祉用具の開発・介

助ロボットの研究などの対策はとられているが、介助犬の導入については法的に認められていない。従って本稿では介助犬を必要とする障害者の種類、特徴と介助犬をめぐる現状と課題を中心にまとめたので報告する。

1. 介助犬を必要とする「障害者」について

(1) 障害者とは

障害者とは、一般に何かを行なおうとするときに障害がある人をいう。

障害者基本法でいう障害者の定義は、「身体障害・精神薄弱または精神障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限が受ける者」をいう。

(2) 障害の種類(区分)と種類別に見た障害者の数

身体障害者福祉法による障害者は、視覚障害・聴覚又は平衡機能障害・音声又は咀嚼機能障害・肢体不自由・内部障害に区分されている。

平成8年の厚生省の身体障害者実態調査によると(18歳以上の身体障害者を調査の対象)全国の身体障害者数は総数が3,087,000人となっている。

そのうち、在宅の身体障害者数は、2,933,000人で、社会福祉施設に入所している人は、約154,000人である。したがって、身体障害者の95%は、在宅で生活をしているということになる。

在宅障害者を障害種類別に見てみると、以下ようになる。

・視覚障害	構成比
305,000人	10.4%

・ 聴覚, 言語障害	350,000 人	11.9%
・ 肢体不自由	1,657,000 人	56.5%
・ 内部障害	621,000 人	21.2%

(3) 介助犬を必要としている肢体不自由者

介助犬の訓練は、肢体不自由者や肢切断者を想定し訓練が行われる。

肢体不自由者とは、下肢もしくは上肢又は体幹に障害を持つ人を言う。

平成8年度の厚生省「身体障害者実態調査」によると、身体障害者手帳を持つ「身体障害者」の約半数以上(1,657,000人・56.7%)は、肢体不自由者である。

また、その疾患・障害原因として、高齢者では脳卒中・青年・壮年期では、脳性まひ・脊髄損傷が多い。身体障害者の特徴として、「身体障害者の高齢化」で65歳以上の身体障害者が54.1%となっていることである。

肢体不自由者の場合、3分の1以上(38.1%)が身体障害者手帳1級・2級の所持者である。そのような、肢体不自由者に共通する生活上の特徴や障害をあげると、以下のようになる。

日常生活上の諸動作に不自由が多い。

肢体不自由者の多くは運動機能障害の程度によって日常生活動作に様々な支障をきたしている。食事・排泄・整容・起居動作・入浴といった身辺処理上の各動作に困難が生じる。また、生活関連動作とよばれる生活活動・例えば調理・掃除・洗濯・買い物・育児といった諸動作にも困難が見られることがある。そこで、多くの肢体不自由者は、

可能なかぎり「自立」を目指して訓練に励む時期がある。そのような訓練は幼少時においては入院、通所であり、学童期に入ると養護学校での教育として「養護・訓練」と言う科目で行われる。又、中途障害者の場合は、入院によるリハビリテーション医療を受けたあと、在宅・地域で「地域リハビリテーション」としてデイケアへの通所や訪問リハビリテーションを受ける。それらによって機能の向上や維持・二次的障害の予防といった目標に達成するよう努力を要している。

コミュニケーションに障害のある者が多い。

中枢神経系の障害の場合、構音障害や失語症など言語障害に関わる運動機能障害を伴うことが少なくない。脳卒中による右片麻痺に伴う失語症・脳性まひや頭部外傷・失調症に伴う失語症に伴う言語障害は多く見られる。

これらの人々は、言語聴覚士などから専門的訓練を受ける時期をもつ場合があるが、肢体不自由と言語障害が重なり、人とのコミュニケーションを避け、家に閉じこもったり孤立し、無為な生活を送る障害者もすくなくない。

福祉用具を活用した生活を送ることが多い。

福祉用具には、自立用機器と介護用機器がある。できる限り自立用機器を用いて自らの身体的自立を図ることが望まれている。障害された部位を補って自立に導くための肢体不自由者にとっては、車いす・杖・義肢・上肢装具・下肢装具・歩行車などは、重要な機器となっている。

これらの福祉用具を上手に使用していくには、「身体によくあったものを選択し、そ

の使用目的をしっかりとしておくこと」が必要である。たとえば進行性疾患については、一度適合した福祉用具でも活用できなくなる場合もある。また重度の障害者は、介護負担が高いことから、介護用機器が必要であり、介護者の立場にたった介護機器を選択することが重要となっている。

外出など移動に支障の多い生活である場合が多い。

まち全体をバリアフリー化して段差を無くしたり、公共施設に車いすトイレが設置されるようになったり「福祉のまちづくり」が推進されているが、すべてを整備することは難しい。いつでも、どこでも、障害者の外出を手助けするガイドヘルパーなどの支援が求められている。又、障害者に対する地域住民の理解が求められている。

職業生活に支障のある生活であることが多い。

「障害者の雇用の促進などに関する法律」において、法定雇用率を定めているが、障害の重度・高齢化のなかで一般的雇用につながることは容易ではない。

特に、中枢神経系による神経機能障害の場合、知的機能の障害や高次機能障害といわれる認知や行為の障害からくる一種の情報機能障害により就労はむずかしい。「福祉的就労」とよばれる作業活動は、時間給の低い作業所が多く、就労するというより、「行き場所確保」となっているのが現状である。

住環境を整備する必要がある。

肢体不自由者の場合、特に車いす使用者の場合で住宅改造や室内の物の配置への配慮と工夫が特に必要となる。届きやすいところに物を配置したり、室内の段差を無くすなど、個々の障害に応じて改造や工夫が

不可欠となってくる。

健康管理に特に気をつける必要のある場合が多い。

脳卒中では、「再発防止」が必要であり、脊髄損傷では褥創防止や腎機能・膀胱・直腸機能の管理・栄養管理などが常時必要である。経済生活に支障のある場合が多い。

障害者基礎年金を核にして生活する人が多いが十分ではないので、「所得保証」は障害者側の要望の第一位となっている。

余暇・生きがい活動の充実していない場合が多い。

重度の障害者が、毎日のように外出することが少ない。しかしたまに外出した場合、ハプニングに出あうことも少なくはない。

たとえば、車いすのパンクやチケットを落としてしまったり、車いすから転倒してしまったり、人に冷たくされたり、中にはお金を取られてしまう、弱者を狙う犯行にまきこまれることもある。

障害者が外出し、人と交流し余暇・生きがい活動の充実をしたいというニーズを社会的にも支援していくことが求められている。

重度者の場合、家庭で十分な介護が得られないことが多い。

先述のとおり障害者の95%は在宅である。

高齢者同様、これからは在宅サービスでの質・量ともに良い介護サービスが望まれている。又、今後は一人暮らしの重度の障害者が増えていることから、地域の支援体制が求められている。

2. 「介助犬」について

(1) 日本における介助犬とその課題

介助犬は、盲導犬のように登録制度がな

いため、現在まで日本国内に育成された介助犬の実際数は把握できていない。

昨今、メディアで介助犬が取り上げられる機会が増えてから育成組織の立ち上げも目立っている、日本介助犬アカデミーの団体¹⁾によると2000年3月現在、育成団体が10以上の団体があり、実働数は、10頭くらいと推察される。

また、介助犬の定義も基準もはっきり決められていないため、その点からも頭数を把握する事ができない。訓練資格は、規定が無く、警察犬訓練士、家庭犬トレーナー、リーダー、愛犬家、障害者自身などいろいろで実態は明確ではない。育成組織は、すべて民間団体で、公的補助など受けておらず、登録義務もない。

このように、介助犬の基準、トレーナーの資格、育成方法、譲渡方法、継続教育の方法などの統一化がなされておらず、障害者から苦情や相談も多いが個々の育成団体が個々に対応しているのが現状である。

(2) 介助犬のトレーナーや介助犬の育成体制整備

介助犬の対象者の基礎疾患は、盲導犬、聴導犬とは異なり、進行性の疾患、合併症を有する疾患、定期的な診断を要する疾患が少なくない。

したがって、育成団体では、介助犬トレーナーが、障害者の疾患に関する理解、

生活に対する自覚と理解に伴う予測的介助方法、介助犬使用者としての責任への意識付けなど介助犬と使用者に教育していく責任がある。しかし、十分な教育がトレーナーになされないまま育成団体は介助

犬を育成団体から卒業させていくのが現状である。

最近、テレビや新聞・雑誌などで盲導犬・介助犬をはじめ、作業犬のことが取り上げられる機会が増え、マスコミの時間や記事の制約の中での報道によるイメージだけで、トレーナーを希望する人も多くなっている。

日本動物福祉協会の獣医師である山口氏は、「犬の扱いに慣れているし、犬の訓練はできると自分に自信を持っている人がとにかく、介助犬を作り上げることに専念し、障害者が手助けを必要とする動作、作業を訓練することしか念頭になく、始めてしまう場合が少なくない」とトレーナーの意識の問題点を指摘している。

介助犬のトレーナーは、介助犬が盲導犬のように一つの機能障害に対応するのではない。対象者の病状や障害にあわせた作業を教育していくことが目的である。従って犬と人についての知識が必要となってくる。又、医師や理学療法士や獣医師などチームを組むことのできる人材の養成機関が必要とされ、「介助犬のトレーナーや介助犬の育成体制整備」が課題にあがってくる。

(3) 認定制度の確立

介助犬使用者の適性

障害者が介助犬に興味や関心を持っていても、躊躇するという理由の一つには、介助犬の情報が少ないということがあげられる。また介助犬を希望する障害者は、わずかな情報の中で介助犬に対してのイメージをもってしまう。介助犬を希望するすべての障害者が介助犬使用者に向いているわけではないが、そう思い込んでいる者も少なくない。

1) 介助犬の普及を目指した非営利団体。

又介助犬の介助を受けるためには、犬が好きであることはもちろん、いつも犬と行動を共にし、遊び相手になったり、日常の世話、健康管理などをしてあげられるように努め、犬との信頼関係を築いていかなければならない。それを全て人まかせにしてしまうと信頼関係が築けない。

たとえ障害があっても、常に犬の管理者としてできる責任を果たせることは、介助犬使用者としての最低条件である。このようなことを介助犬希望者やその協力者が、十分認識していない場合がある。

日本の盲導犬の貸与者条件は18歳以上となっている。介助犬も欧米では小児が使用者となる例があるが、管理責任のうえでは課題が残り、条件を16歳～18歳以上としている育成団体が多いのが現状である。

また、精神的・知的・認知的に管理能力が認められない場合も、介助犬使用者としての適性はないといえる。

したがって介助犬の使用者として適切であるかどうか認定する制度が必要となる。

ドイツの法律では、過酷な訓練は動物虐待であると定義つけられているが、介助犬使用者は、介助犬の性格、健康を十分把握し、作業に負担やストレスがないかどうか基本的に介助犬への愛情だけでなく生活環境に配慮していく責任と自覚が必要とされている。

介助犬を障害者自身が世話を十分にできない場合もあるので、周りの協力者も同等にその自覚が必要となる。

介助犬の世話が十分に出来ない障害者自身は、自分の生活が自立していない場合、なにが自分にできて何ができないか、何を依頼すれば良いかということを客観的に自覚していくことが望まれている。

このような状況の中で日本では、動物虐待などに近い状態で介助犬を飼育している場合や病気の介助犬をそのまま飼育してしている可能性もあり、介助犬の認定制度の確立と適切な介助犬使用者としての認定制度と、介助犬希望者への情報提供と啓蒙活動が課題としてあげられている。

(4) 介助犬の法的な位置づけと社会の理解

次に、実際介助犬を使用している障害者は、未だ盲導犬のように社会的に認知されていないため介助犬の同伴の行動範囲が狭められている。たとえば既に介助犬使用者はレストランや宿泊施設など個々に個人交渉しているが、断られる場合などもあり、介助犬とともに暮らしていくには、介助犬の法的な位置づけや社会の理解がなければならない。

以上、日本における介助犬の現状に対しては、さまざまな課題がある。このことに対して日本介助犬アカデミーは、「介助犬」の定義が一定しない状況で介助犬使用者の社会参加を応援することはできないとしいる。また学術の見地から介助犬の定義と基準を明確にし、基準に合致した介助犬と介助犬使用者について、行政機関が然るべき介助犬の資格発行がなされるまでの暫定期間、「介助犬資格証明認定証」を発行している。

その基準は、すでに宝塚市と兵庫県で採用された。行政機関への働きかけとして介助犬を推進する議員の会(田中真紀子会長)とともに広く社会に公表している。企業レベルでは、ダイエーグループ店舗、阪急百貨店、山陽デパートなど介助犬資格証明書があれば、個別チェックなく安全な介助犬

として入店できるようになっている。

(5) 盲導犬と介助犬の違いについて

既に、盲導犬は社会的にも受け入れられているが、行政措置は運輸省通知、厚生省通達などに留まり、強制力はない。また、社会的には、おおむね認知されているが、宿泊・飲食・交通機関による拒否は一部みられる。

表1は、盲導犬と介助犬の違いについてまとめたものである。

アメリカの介助犬事情は、1990年にADA (Americans With Disabilities Act 障害をもつアメリカ人法)に基づいて、盲導犬、介助犬、聴導犬をふくめた介助動物について一般市民と同様にホテル、レストラン、劇場、バスなどの交通機関の利用が認められている。ちなみに、介助犬の育成機関は、すべて民間団体で行なわれており、全米に70以上の団体が存在している。訓練期間は、3ヶ月から2年、費用は通常、介助犬使用者は個人負担ではなく、寄付により育成した犬を無料提供(または貸与)している場合もある。育成費用はアメリカでは約5,000～7,000ドル(約50万から70万円)であるが、日本では、150万から300万円かかるといわれている。

日本もアメリカも介助犬の適応は、あらゆる要求に応じた犬の動作訓練が可能であるため、障害者の疾患は限定されていない。基本的には急性期を過ぎ、在宅で身の回りの動作や外出時の不便を補う必要がある場合に介助犬が適応されている。慢性関節リウマチのように関節可動域に制限を来す疾患、平衡障害、運動失調、四肢麻痺、筋

力低下、てんかんを有する神経疾患がその大半を占める。

3. 介助犬アカデミーの試み

日本介助犬アカデミーは、身体障害者の日常生活動作を介助するように訓練された介助犬の社会における理解と普及を目指し、介助犬とともに暮らす障害者の社会参加を推進することを目的に1997年に発足した非営利団体である。

日本介助犬アカデミーでは、実際に介助犬を活用している方からの相談・介助犬を希望する障害者からの問い合わせ・医療従事者、福祉関係者、行政関係者、サービス業責任者に対する介助犬および介助犬使用者への対応などに関する教育及び啓発活動の依頼・介助犬トレーナー希望者の資格教育制度に関する問い合わせ・介助犬関連資料に関する相談や講演活動を通じて介助犬の情報提供・介助犬の公的認知の促進と法的 position 付けの確立を目指して、行政機関への働きかけを行っている。

これまでの活動は、国内外における介助犬育成・普及活動に関する情報収集および提供、介助犬育成を目指す人に対する相談業務・介助犬の育成促進を目的とする事業計画・介助犬使用者の社会参加推進事業などである。

日本介助犬アカデミーは、介助犬普及をさせていくにあたり 育成体制整備 社会での受け入れがなされていない現状から、介助犬の公的認知と法的 position 付けの確立が必要であるとして、介助犬の定義と基準を設けた。¹⁾

1) 「介助犬とともに暮らすには」介助犬アカデミー発行2000年版, pp. 7-8.

表1 盲導犬と介助犬の違い

	盲 導 犬	介 助 犬
適応障害名	視覚障害	肢体不自由者，切断者
定義	視覚障害者の歩行を助けるために盲導犬訓練施設で特別に訓練された犬	個々の障害者に合わせて肢体不自由者の生活介助をするよう訓練された犬
法的根拠	道路法第14条1項， 道交法施工令第8条2項	なし
訓練内容	視覚障害者の歩行誘導	手指代償機能 環境代償機能 歩行補装具機能 介助者の負担軽減 緊急時連絡手段
訓練機関	国家公安委員会指定盲導犬訓練施設(全国に8団体)	民間育成組織または個人
訓練期間	パピーウオーカー1年，訓練所10～12ヶ月	障害者のニーズによって異なる
訓練資格	法人が認定 盲導犬訓練士・養成課程三年 盲導犬歩行訓練士・養成課程二年 または視覚障害者生活訓練専門課程(国立リハセンターまたはライトハウス)修了	規定がない
実働数	全国で831頭・年間平均104頭	登録制度がないため不明
育成基準	あり 盲導犬訓練施設運営基準 日本盲導犬社会福祉施設協議会リハビリテーション部会 盲導犬委員会	なし
収入	寄付金70%，受託収入12%，事業収入9%	会員の寄付金
公的援助	あり	なし
行政措置	運輸省通知，厚生省通達など	98年度より調査研究班に厚生科学研究費補助
社会的認知状況	おおむね認知されているが，宿泊，飲食，交通機関の一部の拒否	低い 社会参加は個別交渉が必要
課題	自家繁殖の効率化，育成，運営費確保 訓練士養成課程の統一 視覚障害者への盲導犬啓発 (c.f 日本財団:盲導犬に関する調査結果報告書)	育成体制整備・社会での受け入れ整備・質の確保，認定制度の確立，障害者への啓発，法的位置づけ，社会的認知の確立

定義

介助犬は、然るべき知識と経験を有する訓練者(介助犬訓練者は、介助犬の使用を希望する障害者のリハビリテーションに必要な情報を適切に把握し、希望者の日常生活動作のうち、介助犬に求められる動作を把握して犬に介助方法を訓練するとともに、障害者が犬の介助を適切に受けることができるよう指導しなければならない)によって訓練された犬をいい、犬とともに訓練を終了した肢体不自由者が使用する犬をいう。

基準

介助犬の基準は、1. 使用者の適正資格、2. 公衆衛生基準としての使用者の責務、即ち、犬の健康管理基準と行動管理基準、3. 介助犬訓練基準の三つからなる。

使用者の基準(適正資格)

介助犬使用者は介助犬が社会に公衆衛生上の不利益をもたらすことのないよう、介助犬の行動に全責任を持ち管理しなければならない。従って、これらの管理能力が認められない場合は介助犬使用者として不適切な場合があり得る。

介助犬使用者の責務

使用者による犬の健康管理義務

1. 使用者が犬の健康管理に留意し、必要に応じて獣医師の指導を受けることが出来なければならない。
 - (1) 狂犬病ワクチン接種(毎年1回) 狂犬病予防法
 - (2) 避妊・去勢手術
 - (3) 1年に1回、7種以上混合ワクチン接種、内外寄生虫検査、一般診察

2. 使用者による犬の行動管理義務

畜犬登録をしており、鑑札を有する。

介助犬の行動に関する基準

介助犬は、使用者ならびに周囲の人の社

会生活を妨げることがないように訓練されていなければならない。

適正犬評価基準

性質としては、健全で陽気な性格であり、動物や人間に対して友好的であり、人間と一緒にいることを好む。他の動物に対し強い興味を示さず、挑発的な行動をしない。攻撃的でなく、過剰な支配的性質を有しておらず、警戒心の強い性質でないことが必要である。

動作上は、落ち着いた動作で作業することができることが望ましく、排泄習慣が身についており、適切な場所で命令によりできることが必要となる。

介助犬としての追加項目として、使用者が必要とする動作を確実にできるよう訓練されていることが要求される。

使用者行動管理などの基準

1. 介助犬使用者のマナーについて熟知し、犬の行動に全責任を持つ行動をとること。
 2. 犬が事故を起こした際には、責任を持ってその対処にあたること
 3. 介助犬の社会における受け入れ状況などにつき、現状を把握しており、介助犬使用者として社会責任を果たすよう努力すること。
 4. 介助犬の適切な衛生管理及び健康管理ができること。
 5. 犬に対して適切な接し方ができ、犬との信頼関係が形成されていること。
- 犬の性質、動作基準項目の評価として、優良家庭犬普及協会のGood Citizen testは、JAHA(社)日本動物病院福祉協会しつけトレーナーコースレベル8の全テスト15項目のうち、社会的マナーをチェックする上で特に重要な6項目全て

について合格することを日本日本介助犬アカデミー介助犬資格証明書発行の条件とする。

介助犬訓練基準

指示されたものをくわえて指示された場所で放したり、鼻や前上肢で押す、指示に従って姿勢保持や移動ができる、荷物や車いす、物を運搬及び牽引できる、人を呼んで来る、特定の物、人、場所を探すなどの訓練動作の部分及び組み合わせにより、衣服や靴などの着脱、歩行及び段差を越える、段差昇降の介助、移乗介助、車いすの牽引など、落下物の拾い上げ、電気、プザー、エレベーターなどのスイッチ操作、特定のものを手元まで持ってくる、ドアの開閉、荷物の運搬など、起床、起立、体位変換、上肢位移動及び姿勢保持の介助などを行なうことができ、介助内容は使用者の障害及び生活に合わせた訓練が行なわれる。

4. 「介助犬の基礎的調査研究班」による介助犬の目的・介助項目

介助犬の基礎的調査研究班は、平成10年から介助犬が、障害者の生活にどのように役にたつのかについて研究としてきた。そこで、介助犬の目的と仕事内容についてまとめてみた。

1. 介助犬の主な目的

- (1) 障害者の日常生活動作を介助し自立を助け、社会参加を推進する。
 - (2) 障害者のQOL(生活の質)を向上する。
 - (3) 介護者の負担を軽減する
- の3つがあげられている。介助犬は、自立を目指し、家庭復帰、社会復帰を目指す障害者の身体的・精神的・社会的なり八ビリテーションにおける新しい可能性を作り、「活動意欲」を引き出ししてくれることがわかってきた。

表2 介助犬の介助項目

1. 手指代償機能
手の届かない者を持ってくる・落としたものを拾う・探して持ってくる 引き出しの開閉など・着脱衣
2. 環境代償機能
支持；起床，起立，移乗時の支持，歩行の立位の支持 運搬；荷物を運ぶ 車椅子を引く・押す：段差，足場の悪いところでの車椅子操作介助 探索：エレベーター，エスカレーター，家族などを捜してくる スイッチを押す：エレベーター，電気のスイッチ 体位：肢位交換及び移動
3. 緊急連絡手段確保
緊急時に電話の受話器を持ってくる，人を呼ぶ
4. その他
シャワーなどの温度を確かめる，てんかん発作の予知

2. 介助項目(表2参照)

介助犬の介助は、人間の介助のようにすべてを介助するというのではない。介助犬が可能な介助項目は、使用者の障害の種類と個々の生活によって異なる。「くわえる」「足で押す」「引っ張る」「運ぶ」など犬の単純な動作を、補助具を用いたり組み合わせたりすることによって、さまざまな日常生活動作の介助が可能になる。

とが大切である。障害者の生活の質は、機能障害による「できる」「できない」という基準で判断されるのではなく「自立」できる環境を整備されることによって判断されるべきである。介助犬は、その自立支援の一助を担うものと期待される。介助犬には、優しいまなざしや、相手を思いやる心や体温がある。介助犬の存在は、障害者のより豊かな生活に欠かせないものとする。

おわりに

肢体不自由者にとって、「介助犬」の存在は、新しい自立生活の試みとして注目されている。しかし、介助動物の使用をめぐるには、なかなか普及されないという現実がある。これは、障害者が介助動物を使用可能とする実体法上の権利が存在していないことが大きな理由だと考えられている。アメリカでは、アメリカ合衆国司法当局が、ADA法のもとで障害者の権利を保障している。すなわち、法的に障害者が、介助動物を活用して生活していく権利が法的に護られている。

障害者が介助犬を希望する動機は、自立度の改善や生活の質の向上・社会性の進展となっている。

障害者にとっての「障害」というのは、単に器質あるいは能力に起因する障害ばかりではなく、社会的側面からの障害も考えていかなければならない。障害者の生活の質は、物的環境や人的環境によって変化するものである。

福祉の基本理念には、ノーマライゼーションがある。これは障害者と健常者が共生するということである。

そのためには、障害者が自立しているこ